

平成31年度

町政執行方針

湧別町長 石田昭廣

平成31年度 町政執行方針

平成31年第1回湧別町議会定例会の開会にあたり、町政執行に臨む私の所信と予算編成の概要を申し上げ、町議会議員各位をはじめ、町民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

はじめに

本年度は、合併し新しい湧別町が歩み出してから、10年の節目を迎えるとともに、新天皇即位に伴って、平成の時代が終わり、新たな時代を迎えることとなりますが、私は、町長として町政を担当させていただいてから一貫して「町民一人ひとりの鼓動を感じ・相手の痛みがわかる行政」を目指し、行財政運営を進めてまいりました。

このことは、今後も変えることなく、本町が直面するさまざまな課題の解決に向け、一步一步着実に進めて行くとともに、住みよい地域社会を構築して行くためには、町議会議員や町民の皆さまと相互理解を深めながら進めてまいりたい

と思っております。

町政を取り巻く諸情勢

わが国の経済情勢については、景気は緩やかな回復が続くことが期待されると言われておりますが、政府は「経済財政運営と改革の基本方針2018」を閣議決定し、少子高齢化という最大の壁に立ち向かい、持続的な経済成長を実現していくため、人づくり革命を実現し、潜在成長率の引き上げなどを目指すこととしております。

また、平成31年度予算については、「新経済・財政再生計画」の下、引き続き手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組み、地方行財政については、歳出効率化等に頑張る地方自治体を支援するとともに、福祉・教育・人づくりに係る新たなサービス需要の増加等に対処し、地方自治体がより自立的に行財政運営できるよう取り組むこととしております。

地方交付税については、地域間の財政力格差を是正するために必要不可欠な「地方の固有財源」であり、財源保障機能

と財源調整機能を維持するため、総額を確保することとしており、国の2019年度地方交付税配分額は、前年度より1,700億円多い1兆1,800億円となっております。

本町の地方交付税は、合併特例措置である合併算定替えの特例期間が終了し、平成32年度からの一本算定に向けて、段階的な縮小が続いており、一層厳しい状況にあります。

このような状況の下、平成29年度からスタートした「第2期湧別町総合計画」の理念である「人と自然が輝くオホーツクのまち」を目指し、まちづくりの礎となる計画の円滑な推進のため、事務事業の効率化を図りつつ、将来的に持続可能な行財政基盤を確立していくことが重要であります。

そのためには、今まで以上に限られた財源の有効活用のため、公共施設の再配置を始め、行財政運営全般にわたり厳しく見直しを行い、効果的な財政運営を行ってまいりたいと考えております。

主要施策

はじめに、

【1. 安全・安心で快適な暮らしの確立】

について申し上げます。

定住促進対策については、新築・中古住宅の購入及び民間賃貸住宅の建設に対する補助制度により進めておりますが、本年度が最終年になることから事業の成果と効果を検証し、新制度の検討を進めるとともに、開盛第2パークタウンなどの分譲宅地の販売と合わせ、より一層の活用が図られるよう進めてまいります。

公営住宅については、建替え事業としてすみれ団地の1棟4戸を解体し、木造平屋建て1棟4戸を建設するほか、花園団地の建替え移転先住宅として、リラ団地の木造平屋建て1棟4戸の建設を進めてまいります。

水道事業については、安心して利用できる水道水の供給に努めるとともに、運営にあたっては、未利用者への加入を促進し普及率の向上を図り、経営の合理化に向けて努力してまいります。

また、東山浄水場をはじめとする各水道施設は老朽化に伴い、昨年度策定した湧別町水道事業アセットマネジメント・経営戦略を基本とした計画的な設備の維持修繕・更新を行い、安定供給と健全経営に努めてまいります。

本年度策定する湧別町地域水道ビジョンに基づき、将来を見据えた水道事業の理想像を明示し、「持続」「安全」「強靱」な水道の持続を目指してまいります。

営農用水を利用している町内4地区の水道利用組合については、健全な自主運営がなされており、主な施設の保守点検や修繕、浄水の水質検査費用など、必要な経費については、町が継続して対応することとしておりますが、平成25年度から進めている旭・富美・上富美地区を川西簡易水道に統合するため、道営営農用水事業との共同事業において平成33

年に給水開始予定として整備を進めてまいります。

五鹿山地区水道については、将来の水道事業への加入を目指した検討をしております。

公共下水道及び登栄床地区漁業集落排水施設については、施設の長寿命化を図るための計画的な維持修繕と更新を実施しております。

一方、下水道区域外の水洗化については、個別排水処理施設整備事業により341件が整備済みとなっておりますが、今後も更なる普及を図るとともに、既存施設の維持管理を実施しております。

道路整備については、継続事業である西3線道路を予定しており、当該路線は、道道緑蔭中湧別停車場線から国道238号線に続く主要道路であるため、車道幅員を拡幅し車両等の通行の安全を確保するものであります。

河川整備については、河道内の樹木伐採及び堆積している土砂を除去し、河道断面を確保することにより河川増水時の

河岸の決壊や氾濫を防ぐものであります。

空き家対策については、昨年11月に湧別町空家等対策協議会を設置しましたので、空き家等対策計画や特定空家（倒壊の恐れのある危険な空き家）に関することを審議いただきながら、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づいた取り組みを進めてまいります。

交通弱者といわれる児童生徒の通学や高齢者の方々の通院・買い物等の足の確保を図るため、引き続き町営バスや乗合ハイヤーのより効率的な運行に努めてまいります。

オホーツク紋別空港は、本年11月に開港20年を迎えます。紋別・羽田線の利用率向上を図るため、運賃助成を町民に限定しておりましたが、新たに町内の宿泊施設を利用される方や東京湧別会の会員も対象として行ってまいります。

JR石北本線については、JR北海道が維持困難な線区として公表して以来、オホーツク圏活性化期成会や上川地方総合開発期成会等において、強い危機感を持って課題解決に向

けた取り組みを行っております。

また、昨年12月に設立した北海道鉄道活性化協議会では、利用促進はもとより、全国的なプロモーションや情報発信などを行うこととしておりますので、今後とも関係市町村や関係団体等と足並みを揃え、地域における重要な公共交通機関の確保のため取り組んでまいります。

家庭等から排出される一般廃棄物については、自治会や町民の皆さまのご理解とご協力により減量化が図られており、今後も継続してごみの減量が進むよう分別の徹底やリサイクル意識の向上を図るとともに、適切で効率的な収集体制に取り組んでまいります。

また、遠軽地区広域組合で運営する新たな最終処分場の建設に伴う候補地の選定については、継続して検討を進めてまいります。

ごみの不法投棄防止については、自治会や地域団体などと連携した取り組みの輪を広げ、不法投棄を防止する啓発活動

や看板を設置するなど、不法投棄しにくい環境づくりを進めてまいります。

防災対策については、多発化、激甚化する近年の異常気象を踏まえ、計画的な防災資機材の備蓄や防災設備の整備、多様な情報伝達手段の確立を図り、防災・減災体制の充実に努めてまいります。

安全・安心なまちづくりは、町民の皆さまの高い防災意識と日頃からの備え、地域の支え合いによって築かれるものであり、その中心的な役割を担う自主防災組織の育成を支援するとともに、災害発生時に町民が迅速かつ的確な避難行動ができるよう、避難訓練の実施や防災意識の普及・啓発に努め、地域防災力の充実・強化を図ってまいります。

交通安全対策については、昨年の道内交通死亡事故死者数が141人と交通事故統計の記録が残っている昭和22年以降最少を更新しました。

一方、本町においては、昨年1月2日に乗用車同士の正面

衝突事故が発生し、痛ましい死亡交通事故が発生しております。

このため、町民一人ひとりが交通ルールやマナーを守り、関係機関・団体等、多くの町民の皆さまと一体となって、より効果的な交通安全運動を積極的に取り組み、悲惨な交通事故のない安全で安心な社会を目指してまいります。

次に、

【2. 地域に根ざした活力ある産業の形成】

について申し上げます。

本町の基幹産業は第1次産業であり、この基幹産業の発展がまちづくりの一翼を担ってきたものと思っております。

更なる発展を図るためには、第2次、第3次産業との連携は不可欠であり、地域産業の活性化に向け積極的に取り組むことが重要と考えております。

農業については、先人のたゆみない努力の積み重ねによって生産性の高い経営を展開し発展してまいりましたが、本町を含めた農村地帯においては、担い手農家の減少や高齢化、労働力不足などの構造的な問題を抱えております。

また、自由貿易が今後一層進むなど農業を取り巻く環境も厳しい状況にあります。

特に近年は、温暖化や局地的豪雨など気候の変動が顕著となっております。昨年は、夏以降の長雨と低温により作物に

よっては厳しい状況となったこと、また、胆振東部地震による大規模停電では酪農を中心に被害が出ましたが、農業者の並々ならぬご努力と関係機関との連携により、被害は最小限にとどまったものと思っております。

いま、日本の食糧自給率は38%まで低下しており、世界人口が増加している中、将来にわたり食糧を安定的に供給できる農業を育成していくことは、地域にとっても、また、国にとっても重要な課題であります。

ここ数年来、農業関係者が注視してきた環太平洋連携協定（TPP11）については昨年末に発効となり、また、欧州連合（EU）との経済連携協定（EPA）が本年2月に発効となるなど国際貿易が大きく進展するとともに、今後予定される日米物品貿易協定（TAG）ではアメリカ側の強硬姿勢が予想される所であり、今後の国内農業への影響を懸念している所であります。

このような大きな社会経済情勢の変化の中で、本町農業の安定的な発展を図るため、「第2期湧別町総合計画」や「湧

別町農業振興計画」に基づいて、総合的な振興策を粛々と進めてまいります。

農業の振興発展のためには、なんといっても基盤整備が重要であり、平成23年度に着工した兵村地区国営かんがい排水工事については昨年度完了しました。この国営事業と一体的に進んでいる第2兵村地区道営農業水利施設保全合理化事業では、支線排水路整備や暗渠排水工事のほか、老朽化した散水用リールマシンの整備が行われます。

酪農地帯であります旭・富美・札富美・上富美地区の営農用水については、旭富美地区道営農地整備事業により工事が進んでおり、平成32年度完成を目指しております。本年度は取水施設整備のほか配水管路、更にポンプ設備、機械計装類等の整備が行われます。

畜産関係では、国がTPP対策として平成26年度に「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業」を創設し、これに基づき、本町では「湧別町畜産クラスター計画」を策定して

おり、町内生産者や関係団体等と連携のもと、畜舎等の施設整備や機械導入を推進し、畜産収益性の向上が図られるよう努めてまいります。施設については本年度3件の畜舎整備を計画しております。

良質な生乳生産には良質な粗飼料の確保が重要であり、農業公社営事業「草地畜産基盤整備事業」を活用し、草地造成や草地改良を進めてまいります。

また、開始3年目となる道営草地基盤整備事業においては、農業者の労働力軽減と良質粗飼料確保の支援をするために、本年度も町内3牧場の草地整備等を進めてまいります。

近年、酪農の規模拡大が進み、飼養頭数の増加により家畜排せつ物の処理が課題となっております。昨年度、両農協が中心となって湧別町バイオガス推進協議会を設立いただき、家畜排せつ物の実態調査を実施しました。本年度は、さらにその有効活用について調査研究を進めて行くとともに、「バイオマス産業都市構想」の策定に向けたプロジェクトチームの設置も検討して行く予定であります。

農業振興においては、関係者の強固な連携が重要であります。このため、関係機関等で構成される「湧別町農業振興協議会」の活動を継続支援してまいります。

農業を取り巻く環境は、今後ますます厳しさが増すと予想されることから、各農業者が豊かな経験と確固たる技術により、経営の基盤強化を図ることで安定した収益を確保し、逆境に負けない足腰の強い経営基盤づくりに対して、積極的かつ効果的に支援してまいりたいと考えております。

漁業については、主力の外海ホタテガイが、近年の低気圧被害や台風の影響などにより、平成27年度以降減産が続いておりましたが、本年度は減産前の約8割、2万6千トンまで回復する見込みで、原料の供給を受けている水産加工場にとっても明るい材料であり、浜や加工業に活気が戻ることを期待しているところであります。

昨年12月に漁業法が70年ぶりに大改正されるなど、漁業をとりまく環境が大きく変化する中、今後とも漁業生産の安定確保に向け、湧別漁業協同組合と連携を図り、漁業振興

策を推進してまいります。

湧別漁業協同組合が、平成28年度から平成30年度まで実施した魚礁を沖合に移設するホタテガイ沖合漁場整備事業の成果を踏まえ、本年度と来年度の2カ年は、北海道が事業主体となり魚礁移設工事を実施するもので、魚礁撤去によるホタテガイ漁場の拡大と、撤去した魚礁を沖合に再配置してカレイ増殖場を造成することにより、海域の生産力向上を目的とする水産環境整備事業に対し支援してまいります。

平成28年秋以降毎年、土砂により河口部が閉塞し、サケ・マスの孵化放流、捕獲採卵事業にも大きな影響を及ぼしております。これらの対策を検討するため「湧別川河口部閉塞等対策協議会」を昨年8月に立ち上げたところであり、関係機関と連携を図りながら課題解決に向け取り組んでまいります。

漁業生産の基盤である各種漁港の整備及び管理は、北海道が行っており、本年度は湧別漁港の物揚場の改良及び航路の

浚渫、登栄床漁港の物揚場及び護岸の補修、芭露漁港の航路の浚渫を実施する計画でありますので、必要な地元負担を行ってまいります。

林業については、森林が町全体の55%を占めており、本町の基幹産業の一翼を担うとともに、水源の確保や土砂災害を未然に防ぐなど生活環境を守る働きはもちろんのこと、水産業の資源増殖や農業環境の保全にも大きな役割を果たしております。

私たちの生活を支えるこの大切な森林資源の維持増進を図るためには、森林整備計画に基づき適正な森林経営や管理を行うことが求められますが、採算性の低下などにより森林所有者が山づくりへの意欲を失い、山離れへと繋がっております。こうした現状を踏まえ、遠軽地区森林組合や林業関係団体等との連携を図りながら、民有林の振興に向け、国や道の補助制度と合わせて、伐採跡地への造林事業、下刈、除間伐などの保育事業に重点を置いた助成を行ってまいります。

また、昨年度の税制改正大綱において創設が決まった森林

環境譲与税（仮称）が本年度から導入されることから、配分される譲与税の受入れ準備、使途などについて検討を進めてまいります。

林業労働者については、依然として高齢者の割合が高く、また、慢性的な人手不足が続いていることから、林業の振興に必要な担い手の育成及び確保を図るため、新たな林業就業体験者及びその受入業者に対し、遠軽地区森林組合を通して助成を行ってまいります。

オホーツク管内一の面積を誇る町有林については、これまでどおり経営計画に基づき適正な管理に努めてまいります。町有林の6割を占める人工林の半分以上が利用期を迎えており、町の貴重な収入源としての確保を図るため、本年度はカラマツとトドマツ合わせて約61ヘクタールの皆伐を計画しております。

エゾシカやキツネなどの野生鳥獣による農林水産物の被害は、猟友会の尽力により少しずつ減少傾向にあるものの、まだまだ件数は多い状況にあります。

また、近年はヒグマが人里で目撃されるケースが多発していることから、人畜への被害発生を危惧しているところでもあります。

これらの被害の防止や軽減を図るため、鳥獣被害防止計画を策定し、猟友会の協力のもと有害鳥獣の駆除を行うとともに、町でもワナを設置して対策を講じてまいります。

商工業の振興では、国内や道内の経済動向を見ますと公共投資により景気の緩やかな回復が見られ、去年の胆振東部地震で一時は減少した観光客も外国人を中心に回復し道内の消費を支えています。町内においては農業や漁業が順調に推移する中で加工・製造業が地域経済や雇用を支える一方、小売業やサービス業などが住民生活を支えていますことから、これら商工業事業者の経営安定と地域の振興を図るべく各種施策に取り組んでいるところあります。

しかしながら、人口の減少に加え大手フランチャイズ店の進出等により商店街の空洞化に歯止めがかからず小規模事業者の経営状況は依然として厳しいことから、引き続き商工

会と連携して商工業振興事業並びに指導推進事業等に助成を行ってまいります。

商工会が行っております「愛町購買事業」は昨年、一昨年と購入補助券とプレミアム付き商品券を組み合わせた方式で実施し消費流出を抑える効果をあげることができましたが、これを見越した買い控えも見られることから、本年度は発行を一旦休止し、消費税増税による個人消費の落ち込みが懸念されることから「消費税2%還元」愛町購買事業として商工会の新たな取り組みへ助成を行ってまいります。

町内で新たに創業する方を対象に、必要な建物や備品類の購入に対する助成制度を新設し産業の振興と雇用の促進を図ってまいります。

また、商工会より継続要望がありました商業店舗の増改築に対し、対象となる業種を商店以外にも拡大し商品販売や来店を伴うサービスの提供を行う建物に対し、新たに支援してまいります。

観光振興については、海外観光客を中心に観光入込数の増加が今後も見込まれており、この方々が町内で観光消費に結びつくような事業の取り組みが求められることから、地域の特性や素材を生かした観光地づくりと観光事業を推進していただく人材の育成を進めてまいります。

町と観光関係団体で組織する観光のまちづくり推進協議会において四季を通じた誘客と花観光の認知度向上、観光素材の磨き上げや観光振興に必要な人材の育成を行うとともに、観光が「地域の稼ぐ力」となるよう地域ブランドの創出や宣伝キャンペーン等により観光入込数の増加が図られるよう道補助金等を活用した取り組みを継続してまいります。

チューリップ公園や道の駅チューリップの湯とファミリー愛ランドYOU等町内の主要観光施設における入込数は毎年僅かずつではありますが増加傾向にあり、新たな指定管理事業者と連携を図り来場者の増加と利便性の向上に努めてまいります。

観光の主力でありますチューリップフェアは、引き続き観

光協会に運営を委託し、道内外の誘客を促進する観光宣伝事業に加え、外国人観光客を見据えたより幅の広い宣伝を行えるよう近隣の自治体や観光協会との広域連携を深めてまいります。

雇用労働対策については、町内には農林水産業に連動した事業所が多く、冬季間事業が減少することから安定した雇用の確保が難しく、人手不足が深刻化しておりますので、引き続き国の制度と連携した町独自の支援策として、国の補助が減額となる2年目の雇用に対し助成してまいります。

また、労働力不足と同様に後継者への技術指導が急務となっており、これを補うべく職業に必要な労働者の能力開発と向上を促進し、職業の安定と労働者の地位向上を図るため、技能検定試験受験費用の一部助成を行ってまいります。

安全・安心な暮らしを保つ消費生活対策については、被害対象者が高齢者ばかりでなく低年齢化し、手口が巧妙になる「振り込め詐欺」等の特殊詐欺や簡単で便利な通信販売、イ

インターネットの利用トラブルなどその被害は年々多様化しており、これらの未然防止に向け地域の関係機関と協力し、消費者被害防止ネットワークを活用した迅速な情報提供と幅広い啓発を進めてまいります。

本町の基幹産業である農林水産業や商工観光業など産業間における連携強化を図るための組織として、「湧別町産業間ネットワーク」を設立して3年目を迎えますが、これまで団体間の情報の共有や交流を図り、また、町民対象の施設見学会等を実施してきました。今後においても、団体間の情報共有などはもちろん地域資源の付加価値を高めるとともに、認知度の向上や情報発信などに取り組んでまいります。

現在、地域おこし協力隊として2名の職員を採用し活動しておりますが、移住体験住宅の利用者を対象とした「穴場スポット巡り」などの体験メニューの企画や湧別町のPR活動等に取り組んでおりますし、各種団体の活動にも参加しながら、起業に向けた準備を着々と進めております。

次に、

【3. 健やかで安らぎのある福祉の向上】

について申し上げます。

町民の皆さまが健康を維持し、住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らすことのできる「まちづくり」が、私に課せられた大きな責務であります。

近年の少子高齢化の進行、核家族化やライフスタイルの変化などによる地域や人との関わりの希薄化、生活習慣病の増加、要介護認定者など援助を必要とする高齢者の増加などは、町の保健・医療・福祉施策にも大きな影響を与えております。

直面する諸課題に対し、町民参加のもと策定しております高齢者・介護、健康づくり、障害者、子育てなど、各分野における計画の整合性を保ちながら、町民・関係機関・団体との連携をより強化し、町民福祉向上のための施策を推進してまいります。

また、「保健福祉課」と「子育て支援課」の業務を見直したうえで、「福祉課」と「健康こども課」に再編し、妊婦期

から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、「子育て世代包括支援センター」の設置を検討してまいります。

町民の健康の保持・増進及び疾病予防、介護予防については、保健師及び管理栄養士を活動の中心として「栄養・食生活」「運動」を重点に、健康教室や健康相談活動など各種保健事業や予防接種、各種がん検診を実施してまいります。

また、昨年度から実施しております「特定健康診査等受診率向上事業」及び総合健診時のピロリ菌検査を引き続き実施し、受診率の向上を図ってまいります。

なお、各種事業の実施にあたっては、各自治会、協力組織等との連携・協働を図りながら、地域ぐるみの健康づくり活動を推進してまいります。

感染症予防対策としては、法律で規定されている定期予防接種をはじめとし、任意の予防接種であります乳幼児に対するおたふく風邪ワクチン、ロタウイルスワクチン及び1歳から中学生までのインフルエンザワクチンについて、その接種費用の全額助成を継続し、お子さんを持つ家庭の健康不安の

解消に努めてまいります。

現在、関東地方を中心に風疹が増加している状況等を踏まえ、感染拡大防止のため、抗体保有率の低い世代の男性に対し、抗体検査、予防接種を実施し、住民生活の安心に努めてまいります。

母子保健事業については、安心して出産し、ゆとりをもって子育てができるように、産前・産後を通じて各種の訪問指導や教室等の事業を実施し、子育てに対する情報提供や養育環境の把握、助言などを継続してまいります。

また、本年度より、産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後間もない時期の産婦に対する健康診査に係る費用を助成し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を図ってまいります。

乳幼児健診事業においては、母子保健法に定める1歳6カ月児健診、3歳児健診のほか、町の独自健診として4カ月児、10カ月児及び5歳児健診を実施し、安心して子育てができる環境の充実に努めてまいります。

障害者福祉サービスについては、障害者総合支援法に基づく介護給付サービス等の適切な実施に努め、障害を持つ方々が、基本的人権を保持しながら、社会生活を送ることができるよう支援してまいります。

昨年、町内において障害者福祉サービスを行う特定非営利活動法人が設立されたことから、本年度より地域活動支援センター事業については、当該法人に運営管理を実施していただくこととしましたので、今後、更なる障害福祉サービスの充実を担っていただきたいと思います。

高齢者福祉並びに介護保険についてであります。本年1月1日現在の本町の65歳以上人口は3,348人であり、高齢化率にしますと37.8%となっており、年々上昇傾向にあります。ご高齢の方々が持てる力を十分に発揮し、自立した生活を送ることができるよう、多種多様な主体と連携しながら、日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を図ってまいります。

本年、社会福祉法人上湧別福祉会が所有する特別養護老人

ホーム湧愛園等の屋上防水の劣化が激しいことから、建物の維持延命を図るための整備に対し、一部助成を行ってまいります。

介護保険料については、昨年度から3カ年の第7期介護保険事業計画に基づき、基準保険料を昨年度と同様の5,000円とし、介護保険給付費準備基金からの繰り入れにより、収支の均衡を図ってまいります。

国民健康保険事業については、昨年度から北海道が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営の中心的な役割を担っております。

道が市町村ごとに決定した国保事業費納付金を、市町村が道へ納付することとなりますが、本年度についても、税率の改正は行わず、不足分は基金からの繰り入れにより対応してまいります。

なお、今議会において提案しております国保会計予算の税収については、平成30年分の所得が確定していないことか

ら、暫定的なものとなっておりますが、本年度も課税限度額の引き上げが予定されていることや、今後の医療費の動向及び所得の確定により、改めてご協議をさせていただきたいと考えております。

後期高齢者医療制度については、保険料の徴収、各種申請や届出の受付及び被保険者証の引渡しなど、適正な運営に努めてまいります。

町内には、公的医療機関であります「ゆうゆう厚生クリニック」と入院病床を有する民間病院の「曾我病院」があり、町民の生命と健康を守るため日々ご努力をいただいております。地域の医療を守ることは町の最重要課題であるとの思いから、同クリニックには、地域に密着した医療機関として、効率的な運営に努めていただくよう要請するとともに、健全な運営が図られるよう支援を継続してまいります。

また、地域医療が非常に厳しい状況下にあることから、町内医療機関の維持存続のため、医療施設等の整備などに対し

助成するほか、北海道厚生連より、遠軽地区3町に対し、遠軽厚生病院の救急医療・小児科・産婦人科など、不採算部門の診療機能維持に向けた5カ年の財政支援要請がありましたので、3町で構成する遠軽地域医療対策連携協議会を通じ、支援してまいります。

しかし、地域医療体制の構築の基本は医師の確保であり、今やこの医師確保の問題は、市町村独自で取り組む域を超えており、国・道とともに根本的な法改正が必要でありますので、国・道に対して要請活動を続けてまいります。

子育て支援については、次代を担う子どもたちの健やかな成長を願い、「保育所」「児童センター」「子育て支援センター」を拠点として、子育て世代の支援と児童の健全育成に努めてまいります。

保育所については、保護者との信頼関係を保ちながら、入所している子どもたちの心身の成長を育み、ふさわしい生活の場となるように努めてまいります。

本年10月より予定されている幼児教育無償化については、住民税非課税世帯の0歳から2歳の子ども、3歳から5歳までの子どもが無償化の対象となっているところであり、適切に対応してまいりたいと考えております。

児童センターについては、たくさんの子どもたちが利用するふれあいの場となっておりますので、今後も子どもたちに健全な遊びや生活の場を提供してまいります。

日中、保護者が就労などのため留守になる家庭の子どもたちが利用している「放課後児童クラブ事業」や「子どもの居場所づくり事業」も継続して実施してまいります。

子育て支援センターについては、町内の乳幼児とその保護者がいつでも気軽に利用できるように努めるとともに、子育て中の親同士が育児の悩みを話しあったり、子育ての相談や情報提供、親子のふれあいの場として各種事業に取り組んでまいります。

子育てに関する情報提供や親同士の親睦を通じて育児不安やストレスの軽減を図るための「手芸・手作りおもちゃ講習」や「健康推進講習」などの講座活動をはじめ、「マタニティ講座」についても、継続して実施し、育児や出産前からの子育てを応援してまいりたいと考えております。

また、育児不安などさまざまな事情により子育てに支援が必要な家庭に対して、ヘルパーを派遣して家事や育児の支援を行う養育支援訪問事業も継続してまいります。

次に、

【4.たくましく心豊かな人を育てる生涯学習社会の実現】

について申し上げます。

人は、学校はもとより社会人となっても生涯にわたって、自らを高めるための継続的な学習が必要であります。職業以外の趣味、地域活動、日常生活などにおいて自発的な学習を行い自己研鑽することは、良識ある社会人の資質を磨き充実した人生を送ることでもあります。

高度情報化やネットワーク社会の到来など生活環境の変化に柔軟に対応するためには、自ら判断し行動できる「生きる力」が重要でありますので、情勢の変化を的確に捉えながら住民への必要な学習機会の提供を図ってまいります。

教育委員会の所管行政に関する方針については、この後、教育行政執行方針において、教育長より詳細を申し上げますので、私からは主要なものを申し上げます。

幼児教育と義務教育は、人格形成や基礎学力の習得、運動能力の向上に重要な時期でありますので、学校・家庭・地域・行政の連携を図ることで学習環境の整備、向上に取り組んでまいります。

幼児教育においては、私立幼稚園の運営助成などの助成支援を継続し、昨年度から開始した給食の提供も継続して実施してまいります。また、国が進める幼児教育無償化の動向が定まれば、その対応について私立幼稚園と協議をしてまいります。

学校教育においては、少子化による学校の少人数化への対応が重要であり、充実した教育環境を将来にわたり維持して行くことが求められております。

このことを踏まえ、昨年4月に9年間の継続した小中一貫教育を行う義務教育学校「芭露学園」を開設したところであり、今後の町内における小中連携教育の推進を一層図ってまいります。

また、地域とともにある学校づくりに向けての協議の場である「学校運営協議会」については、本年度、2校に協議会を設置することで全ての学校に導入されることとなります。

学校配置についてであります。次代を担う児童生徒により良い教育環境となるよう、将来の学校のあり方について、検討を進めることとしております。

特に老朽化が進む湧別小学校については、校舎の劣化状況や将来の児童生徒数の推移を考慮しながら、小中連携教育を基本とした検討を進めてまいります。

小学校学習指導要領の改訂に向けて、ふるさと「湧別町」への理解を深めてもらう社会科副読本を改訂するとともに、翌年度の完全実施に向けて、小学校3年生から行っている外国語活動の授業時数を増加させるなど、小中学校での外国語指導助手3名による指導を強化するほか、外国語指導助手の湧別高校への派遣や一般町民向けの英会話教室での指導など、外国語活動の充実を図ってまいります。

特別な支援を必要とする児童の学習や学校生活を支援する特別支援教育支援員を増員し支援体制の充実を図ります。

湧別高等学校の存続対策については、昨年のまちづくり懇談会のテーマとして町民の皆さまの意見を拝聴した結果、湧別高校の魅力のアップが何より重要であり、これまで以上の対策が必要であると判断いたしました。

このため、存続対策補助金の通学費補助について全額を補助するとともに、新たに部活動の管内大会などに利用する貸切バス等の費用について支援することといたしました。

また、引き続き生徒会との意見交換を行い、高校の魅力向上につながる支援についても柔軟に対応したいと考えております。

湧別高校の入学者数が減少し2間口の確保が厳しい状況にあることから、文部科学省の協力のもとOECD日本イノベーション教育ネットワークが主催するプロジェクト「地方創生イノベーションスクール2030」に道内唯一の実践校として、魅力ある学校づくりに取り組んでまいります。

教育の機会均等と教育振興を図るために実施しております奨学金の貸付については、学校卒業後の経済的自立を促進

するため、償還期間を現行の6年から11年に延長いたします。

社会教育については、計画2年目となる「第2次社会教育中期計画」に基づき、家庭教育をはじめとする各分野において、民間団体等との連携のもと、豊かな人間性をはぐくむ取り組みを進めるほか、生涯学習活動の拠点となる社会教育施設については、計画的な保守管理に努め、町民の皆さまが利用しやすい環境の整備に努めてまいります。

また、本年度は合併10年目を迎えることから、札幌交響楽団による記念演奏会を開催するほか、町民大学など関係団体が開催する事業についても支援をしてまいります。

国際交流については、相互交流事業として本年度はニュージーランドセルウィン町との交流を行ない、交流の絆を深めてまいります。

最後に、

【5. 自ら参加し、みんなで築く地域自治の振興】

について申し上げます。

まちを運営するための基本となる「自治基本条例」に基づいた町政運営を、職員と一丸となって進めて行くとともに、この条例をみんなで守り育て、実効性を高めるため、昨年7月に設置した自治推進委員会で、条例を点検し見直しの検討を行ってまいります。

社会経済情勢の変化に対応し、簡素で効率的な町政運営を推進するため、4年目を迎える「第2次湧別町行政改革大綱」を基本とし、「最少の経費で最大の効果」を目指し、経費削減、事務の改善・効率化を図るとともに、事務・事業における外部評価を含めた行政評価を実施してまいります。

また、各種団体への補助金については、昨年7月に策定した「湧別町補助金のあり方の基本方針」に沿った見直しを進めてまいります。

「第2期湧別町総合計画」は、3年目を迎えますが、まちづくりの将来像である「人と自然が輝くオホーツクのまち」の実現に向けて取り組んでまいります。

2026年度（平成38年度）までを計画期間とする「湧別町公共施設再配置実行計画・第1期」を策定しましたので、その方針に従って公共施設の再配置について、関係する方々と具体的な協議を進めてまいります。

行政組織・機構については、簡素で効率的な行政運営を図りながら、多様化する住民ニーズや新たな行政需要に対応できる体制を図ってまいります。

広報広聴活動は、町民とのコミュニケーションであり、住民協働を進めるうえで非常に重要な役割を担っております。

広報では、行政情報を早く正確に発信するため、「広報ゆべつ」「かわらばん」「ホームページ」などを効果的に活用し、取材力や庁舎内の連携を強化するとともに、「Instagram」など新たな媒体を通じて、本町の魅力を積極的に発信してまいります。

広聴では、「町長への手紙」「移動町長室」などを行うとともに、昨年度から内容を見直した「まちづくり懇談会」を継続し、町政の重要課題に対する多くの方からのご意見をいただくとともに、住民ニーズを的確に把握し、まちづくりに反映してまいります。

本年度は、町が合併してから、10年の節目の年になります。これまでの10年を振り返り、更なる飛躍へのステップとするため、合併10周年記念年度と位置づけ各種記念事業を実施してまいります。

ふるさと応援寄附については、返礼品制度を活用し3年目を迎え、本町の魅力ある地場産品も認知度が高まってきており、年々寄附額も増加しております。

本年度も、町内の事業者の協力をいただき、更に魅力を増した返礼品の提供に努め、新たな湧別町ファンを発掘し、貴重な浄財である寄附金を活用し特色あるまちづくりに取り組んでまいります。

自治会は住民自治の原点であり、住民に最も身近な団体であります。自治会活動の更なる充実のため、引き続き単位自治会や湧別町自治会連合会に対する支援・協力を行ってまいります。

老朽化に伴う街路灯の更新については、平成29年度から3カ年計画で、LED照明への整備を進めており、最終年度の本年度は、上湧別市街、芭露地区、上芭露地区、計呂地地区の整備を行ってまいります。

窓口業務については、適切かつ親切で分かりやすいサービスの提供を行うとともに、事務の効率化と接遇能力の向上に努めてまいります。

町の自主財源である町税についてであります。農業については、畑作物に天候不順の影響があったものの、酪農の生乳生産量が前年よりも好調であったことから、前年度より11.6%の増を見込んでおります。

漁業については、外海ホタテガイが前年と比較して価格が

3割安となっているものの、全体的な漁業生産は前年より若干増えていることから、漁業者を含む営業者については、前年度より5.8%増を見込んでおります。

給与所得者についても、若干の所得増が見込まれることから、個人町民税については、前年度比2.6%の増で予算計上しております。

法人町民税については、農業の法人化による新たな税収が見込まれることと、前年度の収入実績も踏まえたうえで、前年度比13.6%の増で予算計上しております。

固定資産税については、農業の大規模化や機械化に伴う建物や機械設備などの事業用資産の増加によるため、前年度比2.2%の増で予算計上しております。

軽自動車税については、人口の減に伴います車両台数の減少を予測し、前年度比1.7%の減としております。

また、10月1日から都道府県税の自動車取得税が廃止され、これに代わり市町村税に軽自動車税環境性能割が創設されますことから、半年間分の税額を見込み予算を計上しております。

たばこ税については、販売本数が減少傾向に前年度からのたばこ税の増税も踏まえ、前年度比5.9%の減としております。

次に、納税の関係ですが、町民の皆さまに納めていただく税金は、福祉や医療といった社会保障、ごみ処理、教育、公共施設や道路の維持管理などに必要な財源となるものであります。

町税の滞納は、期限内に納付された方と不公平が生じるだけでなく町の財政運営にも大きな影響を及ぼすことになるため、滞納者に対しては、督促や延滞金の加算のほか、電話や文書による催告、個別訪問などにより滞納額の減少に努めるとともに、納税相談にも応じず納税に対して誠意が見られない悪質な滞納者に対しては、預貯金や給与、不動産、生命保険などの財産を差押えるなどの、厳しい姿勢で臨んでまいります。

予算編成

このような中、本町の新年度予算は限られた財源と我が町の保有する資源を有効に活用し、「町民福祉の向上」を最優先とし、住民生活の安定と町の持続的発展に向け、とりわけ将来を担う町の宝である子どもたちの健全育成と産業の振興などを重点に編成いたしました。

歳入のうち、主要な一般財源であります町税については、個人町民税と法人町民税、固定資産税に増収が見込まれることから、町税全体では、前年度当初予算に比べ、2,600万円増の10億4,400万円を計上いたしました。

地方交付税については、前段申し上げましたとおり国の配分額が前年度より増加するものの、平成32年度からの一本算定に向けて、段階的な縮小が始まっていること、更には単位費用や新たな費目の算定基礎が明らかになっていないなど不確定要素も多いことから、普通交付税については、前年度当初予算から比較して2,000万円減の33億8,000万円と見込み、特別交付税と臨時財政対策債を加えた、実質的な地方交付税全体では、前年度比1.1%減の37億6,

400万円を計上しました。

なお、地方債については、地方財政措置が有利なものを選択するとともに、可能な限り最小限の借入れを見込みました。

一方、歳出においては、少子高齢化の進展により、医療費や扶助費など社会保障関連経費の増加と公共施設や道路、上下水道のインフラ施設などの維持補修費も老朽化に伴う増大と、ごみ処理関連経費が増加しておりますが、本町の地場産業振興と地域活性化などを図るとともに財政の健全化にも配慮しながら予算編成をしたところであります。

その結果、一般会計では前年度当初予算に比べ2億8,500万円減の77億5,200万円となりましたが、本年度も不足する財源は基金に頼らざるを得ず、財政調整基金から5億400万円を繰り入れし、収支の均衡を図らせていただきました。

なお、予算編成内容については、各会計予算書によりご説明申し上げますのでご理解願います。

平成31年度における各会計の予算につきましては、

一般会計	<u>77億5,200万円</u> (対前年度比 3.5%減)
国民健康保険特別会計	<u>14億7,400万円</u> (対前年度比 2.1%減)
後期高齢者医療特別会計	<u>1億4,980万円</u> (対前年度比 0.7%減)
介護保険特別会計	<u>10億1,780万円</u> (対前年度比 0.8%増)
水道事業会計	<u>2億7,160万円</u> (対前年度比 43.8%減)
簡易水道事業特別会計	<u>1億 660万円</u> (対前年度比 2.6%増)
下水道事業特別会計	<u>4億 110万円</u> (対前年度比 20.2%減)
7会計 合わせて	<u>111億7,290万円</u> (対前年度比 5.3%減)

となりました。

むすび

以上、平成31年第1回湧別町議会定例会にあたり、町政に臨む私の基本姿勢、主要施策の概要について述べさせていただきました。

私は、就任以来、変えて良いものは変え、先人から受け継いできた地域資源は一層育み、そして守りたいと言い続けてまいりました。小さなことの積み重ねがまちを変革し、次の

世代に残すべき大切なまちの財産になっていくものと考えております。

本町を取り巻く社会情勢、環境はめまぐるしく変わっており、止まることがない人口減少、少子高齢化や地域医療等々、わが町だけでは解決できない諸問題も山積しております。

これらの難しい諸課題解決に向けて、町民の皆さまの知恵をいただきながら、自ら先頭に立って職員と一丸となり、更なる町政の推進に努めてまいる所存であります。

町議会議員各位ならびに町民の皆さまの一層のご理解とご協力を心よりお願い申し上げ、「平成31年度町政執行方針」といたします。